

公益財団法人日本セーリング連盟

印章規程

第1条（目的）

この規程は、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）の印章に関する必要な事項を定め、その統一と正確な運用を確保することを目的とする。

第2条（印章の種類）

印章の種類は、次の通りとする。

- （1）連盟印
- （2）会長印
- （3）専務理事印
- （4）銀行印（ゆうちょ銀行印を含む）

第3条（取扱の原則）

連盟の「印章」とは、連盟が発行する文書、証憑書類に押捺して直接権利、義務を発生させる証とするものであり、慎重に取り扱い、盗難、不正使用等のないよう管理を厳重にするとともに、常に鮮明にしておかなければならない。

第4条（管理と保管）

印章の管理責任者を事務局長とし、印章の適切な管理と保管を行うものとする。

第5条（印鑑元帳）

管理責任者は、事務局備え付けの連盟印元帳により、名称、印影及び移動等を管理しなければならない。

第6条（改廃）

印章を新調、改刻又は廃止しようとするときは、会長の決裁を受けなければならない。

第7条（捺印簿）

印章を使用するときは、決裁後の原義書及び連盟を表示する文書中、捺印を必要とするものを管理責任者に提示し、捺印簿に記入後捺印を受けるものとする。

第8条（持出等）

連盟印の持ち出し及び時間外使用の必要がある場合は、専務理事の許可を受けなければならない。

第9条（補則）

この規程に定めるもののほか、印章に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1. この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。
2. 平成15年 4月 5日改訂
3. 平成24年12月 8日改訂
4. 2021年 6月19日改訂

